

福島県水源地域保全条例

（目的）

第一条 この条例は、水の供給源としての水源地域の保全に関し、県、県民及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、水源地域における適正な土地利用を図るための措置その他必要な事項を定めることにより、水源を涵養する本県の豊かな森林及び水環境を保全し、もって健全な水循環の維持に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「水源地域」とは、第七条第一項の規定により知事が指定した区域をいう。

2 この条例において「水循環」とは、水循環基本法（平成二十六年法律第十六号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する水循環をいう。

3 この条例において「健全な水循環」とは、法第二条第二項に規定する健全な水循環をいう。

4 この条例において「土地所有者等」とは、水源地域内の土地の所有権、地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利（以下「所有権等」という。）を有する者をいう。

（県の責務）

第三条 県は、水源地域の保全に関する施策を総合的に推進するものとする。

（県民の責務）

第四条 県民は、水源地域の保全に対する理解を深め、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第五条 土地所有者等は、水源地域が水の供給源としての機能を有することを深く認識し、水源地域内の土地の利用に当たっては、水源地域の保全について十分配慮するとともに、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市町村との連携協力）

第六条 県は、市町村が実施する水源地域の保全に関する施策に対して連携協力するとともに、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、市町村に対して必要な協力を求めるものとする。

（水源地域の指定）

第七条 知事は、森林の存する区域及び公共の用に供する水源に係る取水地点並びにこれらの周辺の区域その他の水源の保全のために特に適正な土地利用

- を図る必要があると認める区域を、水源地域として指定することができる。
- 2 知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。
 - 3 知事は、水源地域を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、水源地域を指定しようとする旨その他規則で定める事項を公告するとともに、その案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 4 前項の規定による公告があったときは、当該区域の土地所有者等及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。
 - 5 知事は、水源地域を指定するときは、その旨及びその区域を告示するとともに、関係市町村長に通知するものとする。
 - 6 水源地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
 - 7 第二項から前項までの規定は、水源地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(土地の所有権等の移転等の届出)

第八条 土地所有者等は、水源地域内の土地の所有権等を移転又は設定する契約（以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとするときは、当該土地売買等の契約を締結しようとする日の六週間前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 土地売買等の契約の当事者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積
 - 三 土地売買等の契約に係る土地の権利の種別及び内容
 - 四 土地売買等の契約を締結しようとする年月日
 - 五 土地売買等の契約による土地の所有権等の移転又は設定後における土地の利用目的
 - 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
 - 一 土地売買等の契約に係る土地の面積が〇・五ヘクタール未満である場合
 - 二 土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合
 - 三 非常災害のために必要な応急措置として土地売買等の契約を締結しようとする場合
 - 四 前各号に掲げる場合のほか、規則で定める場合
 - 3 前条第一項の規定による水源地域の指定及び同条第七項に規定する当該区域の変更の日から起算して六週間を経過する日までの間に当該指定及び区域の変更に係る水源地域（当該区域の変更にあつては、当該区域の変更により新たに水源地域となった区域）内の土地について土地売買等の契約を締結しようとする場合における第一項の規定の適用については、同項中「当該土地売買

等の契約を締結しようとする日の六週間前までに」とあるのは、「前条第一項の規定による指定後速やかに」とする。

- 4 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項に変更があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 5 知事は、第一項（第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第十一条第一項第一号において同じ。）又は第四項の規定による届出を受けたときは、その内容を関係市町村長に通知するものとする。

（報告の徴収及び立入調査等）

第九条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、土地所有者等に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、その職員その他知事が指定する者に、水源地域内の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 前項の規定により立入調査及び質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第二項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（助言）

第十条 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、土地所有者等に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言を行うことができる。

- 2 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項の規定による助言を行うに当たり、水源地域内の土地の利用の方法その他の事項に関し、関係市町村長に意見を求めることができる。
- 3 第一項の規定による助言を受けた土地所有者等は、当該土地の所有権等の移転等を受けようとする者に当該助言の内容を伝達しなければならない。

（勧告及び命令）

第十一条 知事は、土地所有者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 一 第八条第一項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 二 第九条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
 - 三 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従

わないときは、その者に対し、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

(公表)

第十二条 知事は、前条第二項の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、その旨及び当該命令の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(市町村の条例との関係)

第十三条 市町村が定める水源地域を保全するための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

(罰則)

第十四条 第十一条第二項の規定による命令に違反した者は、第十二条第一項の規定による公表を経て、五万円以下の過料に処する。

(両罰規定)

第十五条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前条の過料を科する。

(規則への委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第八条から第十五条までの規定は、令和八年二月一日から施行する。
- 2 第八条の規定は、同条の規定の施行の日から起算して六週間を経過した日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。